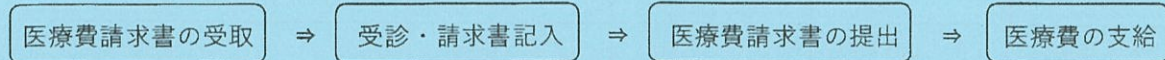


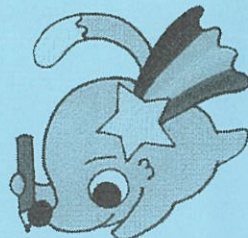
(3) 治療月の翌月末日までに「令和2年度要・準要保護児童生徒医療費請求書」を提出すること
 ただし、4月が治療月の場合は7月15日(水)(就学援助当初申請期限)、3月が治療月の場合は令和3年4月10日(金)が提出期限です。翌月末日を過ぎても支給できる場合があります。ご相談ください。

《援助の流れ》



- 治療予定の方は市立学校または教育総務課で「令和2年度要・準要保護児童生徒医療費請求書」を受け取ってください。(HPよりダウンロードも可能) ※請求書は4月より配布しますが、支給は就学援助認定後です。
- 請求書は、1枚につき1疾病、1医療機関、1ヶ月分です。
- 受診時に医療費支払いのうえ医療費請求書に証明をもらってください。 ※受診時の医療費は保護者負担となります。
- 治療月の翌月末日までに、在籍する市立学校または郵送にて教育総務課へ請求書を提出してください。
- 就学援助認定後、随時就学援助申請書に記入された指定口座に振り込みます。

医療費請求書の最終提出期限は令和3年4月10日(金)です。ご注意ください。



認定結果のお知らせ

- 7月15日までの申請 … 8月末(予定)に郵送にて結果をお知らせします。
- 7月16日以降の申請 … 8月末以降、申請から1~2ヶ月程度で郵送にて結果をお知らせします。
- ※税の申告をしていない場合や、書類不足等の不備がある場合は、結果の通知が遅れます。予めご了承ください。

こんなときには必ず届出を

- 就学援助申請後、世帯の状況に変更があった場合は、必ず教育総務課まで連絡の上、届け出てください。
- ◇住所を変更したとき ◇振込口座に変更があったとき ◇生活保護の受給を開始したとき
- ◇就職や婚姻等により申請内容や世帯構成に変更があったとき
- …いったん就学援助の支給を停止します。引き続き援助を希望される場合は、新しい収入状況・世帯構成に基づく再申請が必要です。再審査の結果によって、支給済の援助費を返納していただく場合があります。

7月以降も申請を受け付けます

年度の途中で状況が変わりお困りの場合など、7月16日以降も申請を受け付けます。ただし、認定開始時期は申請月以降となり援助額が減額となります。(最終申請受付期限：令和3年3月15日(月))

特別支援教育就学奨励費について

就学援助に該当しない場合で、次のいずれかに該当する場合、《特別支援教育就学奨励費》の対象となる場合があります(就学援助の援助内容のおおむね2分の1を助成します)。お子様の通学する学校にお問合せください。

- 奈良市立小・中学校の特別支援学級に在籍または通級指導教室に通級している(通級者は交通費のみ支給)
- 奈良市立小・中学校の通常学級に在籍しているが、重度の障がいや疾病がある(学校教育法施行令第22条の3に該当し、特別支援学校に通うことが望ましいと判断される程度)

お問合せ

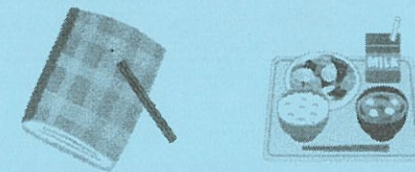
就学援助のことでわからないことがありましたら下記までお気軽にご相談ください。
 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
 奈良市教育委員会事務局 教育総務課 就学係 (市役所北棟3階) TEL : 0742-34-5337 (直通)
 F A X : 0742-34-6917 mail kyouikusoumu@city.nara.ig.jp



小・中学生の保護者の皆様へ 奈良市教育委員会

令和2年度 就学援助制度のご案内

経済的に困りの世帯(昨年の世帯所得が基準以下)を対象に、お子様の楽しい学校生活のために必要な学用品費・学校給食費・修学旅行費などを援助します。



昨年度に就学援助を受給していた方、令和2年3月に新入学準備金を受給した方も、毎年申請が必要です!

申請について

申請期間 令和2年 5月18日(月)~7月15日(水)



- 上記の期間に申請された方は、4月からの認定となります。
- 7月16日以降も申請を受け付けますが、認定開始時期が申請月以降となり援助額が減額しますので、ご注意ください。
- ※毎月15日までの申請は当月分から、16日以降は翌月分からの認定となります。(土日祝日の場合はその前の平日)
- ※今年度は7月15日までの申請は4月からの認定となります。

必要なもの

- 令和2年度 就学援助費受給申請書(記入例を確認してご記入ください。)
- ※申請書は、奈良市就学援助HPよりのダウンロードが可能です。また、奈良市教育総務課にご連絡いただきましたら送付させていただきます。
- 【令和2年1月1日時点で、奈良市に住民票がなかった方・単身赴任中の方など】 ※以下の書類の提出は後日でもかまいません。
- 令和2年度課税証明書(※令和2年1月1日時点で奈良市に住民票があった場合は添付不要)
- ※令和2年1月1日現在の住民登録地の市町村で発行されるもの。コピーで提出の場合も原本をお持ちください。
- ※課税証明書は、所得・所得控除の内訳(社会保険料・扶養の人数)・課税額(市民税・県民税)が記載されているもの。

受付窓口

- 原則、郵送のみの申請受付となります。郵送が困難な方は、お子様の通学する奈良市立小・中学校に提出してください。

就学援助の対象となる方

同一生計のご家族全員の令和2年度市民税所得割額の合計が下記の表以下の方が対象となります。

認定基準 令和2年度市民税 所得割上限額(単位:円)	② 16歳以上19歳未満の扶養親族の数 [平成13年1月2日・平成16年1月1日生まれ]				
	0人	1人	2人	3人	
① 16歳未満の 扶養親族の数 [平成16年1月2日・ 令和2年1月1日 生まれ]	0人	0	11,100	22,200	33,300
	1人	31,300	42,400	53,500	64,600
	2人	52,600	63,700	74,800	85,900
	3人	73,900	85,000	96,100	107,200

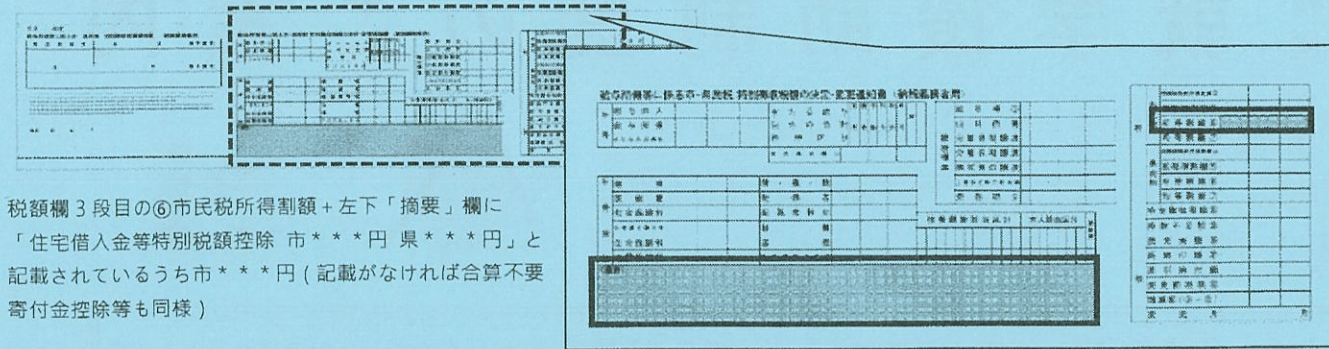
4人以上は1人増えるごとに、①...21,300円を加算 ②...11,100円を加算
 扶養親族の年齢・人数は令和元年12月31日現在で判定します
 住宅借入金等特別控除・寄付金控除等がある場合は控除適用前の額で判定します

表の見方と世帯収入の目安

※世帯の構成や年齢により異なります
 父[会社員]・母[無職]・
 子2人[小学生・中学生]の世帯の場合
 ① 16歳未満の扶養:2人
 ② 16歳以上19歳未満の扶養:0人
 ↓
 世帯の市民税所得割額上限額
 ...52,600円(表より)
 年間総収入額(給与収入)
 ...340万円程度

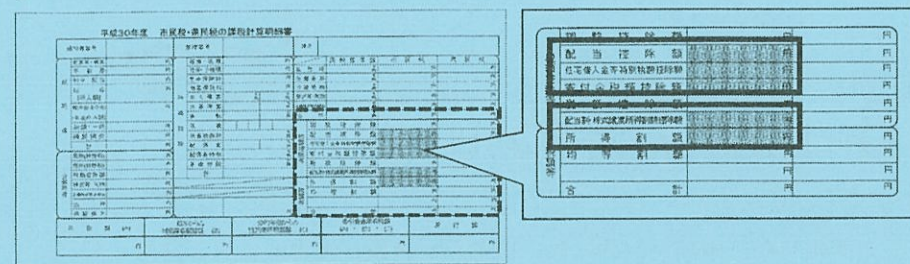
市民税所得割額の確認方法 ※確認していない場合でも申請できます

[令和2年度 給与所得等に係る市・県民税 特別徴収税額通知書]



税額欄 3段目の⑥市民税所得割額+左下「摘要」欄に「住宅借入金等特別税額控除 市***円 県***円」と記載されているうち市***円 (記載がなければ合算不要 寄付金控除等も同様)

[令和2年度 市民税・県民税納税通知書]



市民税・県民税の課税計算明細書の「住宅借入金等特別税額控除額」欄に市民税・県民税に区分されて記載されているうち、市民税分(記載がなければ合算不要 寄付金控除等も同様)+「所得割額」欄の市民税分

【ご注意ください】税の申告について

※未申告の方は却下となる場合があります

同一生計のご家族全員の市民税所得割額の合計により審査します。家族の中で誰かの扶養に入っていない方は、必ず令和元年中の収入に係る税の申告を行ってください

市民税所得割額の試算

市HPにて源泉徴収票などより住民税が試算できますが確定額ではありません。参考としてご利用ください。



添付書類が必要な場合など

- ◇離婚や死別でなく婚姻によらずにひとり親となった方で市民税所得割額が認定基準を上回り、寡婦(夫)控除のみなし適用による審査を希望される場合
- ◇市民税所得割額が認定基準を上回るが、離婚・死別・解雇による失業・病気療養などにより前年に比べて収入が激減し、現在お困りで、状況を示す証明書類の提出による審査を希望される場合

必ず教育総務課にて申請してください。

まずは、メール・電話でご相談を！各出張所、行政センター、市立小・中学校での申請はできません。

《状況を示す証明書類の例》 ※証明書類についてご不明な点がございましたら、教育総務課までお問い合わせください。

離婚・死別	(場合により) 収入がある方の直近6ヶ月分の給与明細(写)など
離婚調停・訴訟中	離婚調停・訴訟中であることを証明する裁判所の呼出状(写)など
失業	雇用保険受給資格者証(写)など 収入がある方の直近6ヶ月分の給与明細(写)など

【生活保護(教育扶助)受給中の方】

学校に必要な費用が保護費から支給されているため就学援助の申請の必要はありません。修学旅行費のみ支給対象であり、修学旅行の実施後、学校から必要書類を配布し口座等確認のうえ支給します。(学校より連絡しますので、保護者様が直接申請する必要はありません。)
◇生活保護停止中の方・廃止された方で就学援助の支給を希望される場合は、決定後すぐに申請が必要です。

援助の内容

以下の費用について、申請書に記載された銀行口座に次の時期に振り込みます。

援助費目	1学期分 (4~7月分)	2学期分 (8~12月分)	3学期分 (1~3月分)	支給時期 ※支給時期は予定であり、変更になる場合があります。	
学用品費 通学用品費 校外活動費 (全年)	小学1年生	4,400円	5,500円	3,330円	1学期分：9月末 2学期分：1月末 3学期分：4月下旬
	小学2~6年生	5,160円	6,450円	3,890円	
	中学1年生	8,320円	10,400円	6,320円	
	中学2~3年生	9,080円	11,350円	6,880円	
新入学学用品費 (4月認定の1年生)	小学1年生：51,060円 中学1年生：60,000円 ※入学前に新入学準備金を受給された方は対象外です			9月末	
学校給食費 (全年)	実費			4~6月分(引き落とし済分)：9月末 7月分~：引き落としを停止	
校外活動費(宿泊あり) (実施する学年)	小学生：3,690円 中学生：6,210円(限度額)			実施後、以下の時期に支給 春実施分：9月末 秋実施分：12月下旬 冬実施分：4月下旬	
修学旅行費 (実施する学年)	小学生：21,890円 中学生：60,910円(限度額)				
新入学準備金 (3月を認定月に含む6年生)	小学6年生：60,000円			3月上旬	
医療費	保護者負担分 ※次のページをご参照ください			随時	

- 上記の支給費目・金額は4月認定の場合のもので、学年途中より認定となる場合は支給費目・金額が変わります。
- 学校への支払滞納がある場合、援助費は直接学校へ振り込まれることがあります。
- 給食費：(小)一食246円×給食日数 (中)一食300円×給食日数 食物アレルギー等により学校給食を部分的に受けていない場合は減額して支給します。完全給食実施の国私立学校在籍の場合は、奈良市立学校支給上限額を上限に支給します。
- 校外活動費(宿泊あり)：対象経費について表の額を上限に支給します。(年2回以上ある場合、より高額な1回分を支給)
- 修学旅行費：対象経費について表の額を上限に、小学校・中学校を通じそれぞれ1回限り支給します。
- 新入学準備金：小学校6年生のうち2月1日現在奈良市在住で、2月を認定月に含む方のみ対象です。

給食費 (※認定が確定するまで4~6月分の給食費は引き落とされます)

認定が確定するまでの4~6月分は各月の翌月末に口座より引き落とされますが、認定後に指定口座へ振り込み予定です。認定確定後の7月分より保護者様への給食費の請求はありません。
※未納がある場合は差引いた差額を振り込みます。 ※随時申請の場合、引き落とし停止時期が異なります。

◇完全給食実施の国私立学校在籍の場合、一旦給食費を納めてください。後日奈良市立学校支給上限額を上限に指定口座へ支給します。(1学期分：9月末 2学期分：1月末 3学期分：4月下旬)



医療費

就学援助認定となった児童・生徒が、令和2年度中(令和2年4月1日~令和3年3月31日)の認定月以降に治療を受け、次の条件を満たすときは、保護者が負担した医療費を援助します。

【援助の条件】

- (1) 以下の病気の治療(保険適用分)であること
 - 学校保健安全法施行令第8条に規定された次に掲げる病気の治療(保険適用分)であること。
 - う歯(虫歯) 中耳炎 白癬(水虫・たむしなど)、疥癬及び膿痂疹 寄生虫病(虫卵保有を含む)
 - 慢性副鼻腔炎(ちくのう症)及びアデノイド(アレルギー性副鼻腔炎、急性副鼻腔炎は対象外) トラコーマ及び結膜炎
- (2) 他の医療費助成で未支給であること
 - 子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成などの受給資格をお持ちの場合も支給の対象となりますが、既にそれらの助成で支給済であった場合は支給できません。医療費請求書を提示のうえ、就学援助での支給を希望することをお伝えください。